

平成30年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成30年 6月15日(金曜日)

午前9時30分開議

第8 一般質問

第3 議案第33号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について

第4 議案第34号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第5 議案第35号 平成30年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について

第6 議案第36号 訓子府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第37号 幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について

追加日程

意見書案第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さまおはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第8、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 須河です。一般通告書に従いましてですね、役場臨時職員雇用の現状と課題について、伺いたいと思います。

昨年の一般質問でですね、人口減少抑制対策および若者の雇用促進についてですね、質問いたしましたところですね、「子どもが進学後にですね、本町に戻るのが少ない要因は」ということに対しまして、「町内に就業先が少なく本町だけが雇用について、劇的な改善は難しいが、基幹産業の支援に取り組む」というような答弁をなされました。

また「雇用の確保について企業誘致の取り組みは」の質問に対しましては、「企業側は労働力が不足しておりますが、3Kの職場であったり、短期間の臨時雇用であったり、雇用のミスマッチがあると。また、企業誘致では、低廉な労働力が求められ厳しい状況であります。既存企業の拡充を目指して、情報交換を密にして、支援の方法を含め検討する」という答弁でございました。

このように、短時間の臨時雇用の就業要望が低くですね、雇用のミスマッチとなっている現状を何とか解決していかなければならないということですね、役場の臨時職員の雇用を例にですね、その要因を洗い出し、若者が安心して選択できる臨時雇用形態の処遇改善の可否を伺いたいと思います。

まず1番目にですね、臨時職員の業務内容および処遇について伺います。

二つ目にですね、臨時職員の有期雇用から無期雇用への転換について伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「役場臨時職員雇用の現状と課題について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目に「臨時職員の業務内容および処遇について」のお尋ねがございました。

臨時職員につきましては、各所管課において、臨時的事務、あるいは人員不足等による補助的事務の発生、季節的な現業への対応の場合などに雇用しており、さまざまな雇用形態がございしますが、臨時職員の雇用に関する規程に基づく職員に限定して回答申し上げます。

この規程では、臨時職員を14の職種に分類しており、業務内容としては、一般事務、保育教育、子育て支援、給食調理、土木作業、牧場施設管理および家畜管理などの作業、

運動施設や公園の管理作業、介護支援、栄養指導などとなっております。

また、処遇のうち、賃金、手当については、職種および雇用形態に応じて規定し、休暇についても雇用期間等に応じて定めております。

2点目に、臨時職員の有期雇用から無期雇用への転換についてのお尋ねがございました。

平成24年8月に改正の労働契約法では、無期労働契約への転換に関する規定が平成25年4月1日から施行されることになり、通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できるルールが定められ、本年4月以降、ルールが適用されることとなります。

ただし、この法律は、国家公務員および地方公務員については、適用されないこととなっております。

町の臨時職員については、地方公務員法の適用を受けますことから、任期については1年を超えることができないこととなっております、無期雇用化の適用にはなっておりません。

以上、2点のお尋ねにお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 本町ですね、就業と雇用の確保についてはですね、一般企業含めまして、企業誘致による雇用確保は大変厳しいという判断をなされております。また商店街も店舗店数の減少等が続き、雇用の力も大きく減少している状況でございます。商店街の活性化もですね、自助努力に委ねているという状況でございます。非常な雇用の場が町全体としては少なくなっているという状況の中でございます。その中でですね、行政としては既存企業の雇用拡大に期待するところであるというところではございますけれども、やはり既存企業においても非常に急激な雇用確保という状況にはなっていないかと思われまます。そんな中でも先ほども申しましたようにですね、町内企業のトップの方々の懇談会では、やはり労働力不足であると報告されております。しかしながら求職側はやはり3Kや臨時雇用を避けており、ミスマッチの状態であるというところでもあります。このままですね、臨時雇用、非正規雇用、正職員を正規雇用と表現した場合ですね、行政の臨時雇用ばかりじゃなくて一般の非正規雇用におけるですね、求職者がその部分を避けるという要因についてですね、何が問題点であるのか考えているのか伺いたいと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 反問権じゃありませんけど、ちょっとわからない部分あって、今、打ち合わせしてたんですけども、まず職員の採用、臨時職員の採用も一般の民間の会社の方と公務員と違いますか、我々、役場ですけども、とはちょっと雇用の形態が法律が違うもんですから、一緒にはならないんですけども、単純に受け答えするとすれば、仮に民間の方が非正規雇用とか臨時とかパートとかってあるんですけども、その方を正規職員でなくて、その方を雇うというのは中身のこともあるでしょうけど、1人にはやっぱり経費の問題じゃないかなと捉えております。役場についても経費という感覚はないにしても、役場にしては必要なものであれば雇用しますし、必要ないものは雇用しないという考えになりますから、そういう使い方については民間も同じじゃないかなと。ただ経費の観点でどうかと言うんでなくて、役場の場合は経費のこともあるけども、雇用の形態が民間と農

協もそうですけども、とはちょっと法律が違うもんですから、簡単にぱっとう雇えない。ただ今、先ほど町長の方からも答弁しましたように、法律が今、若干変わりつつありまして、2年後にですね、ちょっと臨時職員とか、我々、議員さんもそうです、我々もそうですけども、特別職の非常勤、常勤の形態がちょっと変わる可能性がちょっと今あるんですけども、今の時点でいけば原則、何て言うんですかね、通年雇用とよく一般的に言われているものは法律でギリギリに責められているというのが実態で、これ実際の使い方が今、現実と違うでしょというのが詰められると法律上では何とも返答のしようのないというような状況というかね、臨時職員の法的な位置付けというのが非常に曖昧なんですよね、公務員法の上では、だからちょっと何となく原理原則でいうと答えにくいというところがありますけども。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今のご答弁のとおり、やはり行政としてはコストばかりではなく、その雇用、要因も含めてやると。その辺の難しさ等も非常に明確ではないという言い方がいいのかどうかは別としても、法律に則った雇用体系でやっているということでございますけども、ここでもう1点質問したいんですけども、臨時雇用の職員の方の給与状況とか平均賃金とかいうのは、今この場で報告できますか伺ったところ、これはどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 臨時職員の賃金についてのお尋ねでございましたけども、平均賃金というのは算出はしておりませんが、それぞれ、先ほど町長から答弁申し上げましたけども、いろいろな職種がございますので、それに応じてですね、賃金の位置付けを行っております。例えば事務補助員であれば職員の給料表の1級1号俸、またこども園の保育教諭につきましては、短大卒の給与1級10号俸というような格付けを行って、保育教諭につきましては、経験年数に応じて賃金が上昇するというような、昇給する仕組みをとっております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、給与表の説明もされて、多分その方向で給与も支払われていると思うんですけども、確認なんですけども、それは正職員と言ったらいいんですかね、臨時の方もその給与表で計算されているんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 正職員と臨時職員の昇給幅とか、そういうのは異なりますけども、給料表を使って保育教諭につきましては賃金の方を毎年設定させていただいているということです。ただこの給料表の方を適用するものと、それからそうでないものもございます。例えば日額で使われている職員ですとか、そういった方もいますので、一律とは言いませんけども、職種の一部については、その職員の給料表の格付けを行って、経験年数に応じて賃金を設定させていただいているということです。ご了承ください。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に職種も多くあって、それぞれ個々ではかなり違うという返答だと思いますけども、臨時職員の皆さん方の報酬とか賃金の基本についてですね、例え

ば平均で、具体的に言えば平均で16万円であれば年収が190万円だと。簡単にですね。そういう中でですね、40時間のフルタイム働いても、その状態なのか、それぞれ時間で給与をもっていかれているのかという意味では、どちらの方の形をとられているんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 基本的にはですね、月額の方と、それから日額の方と、いるような形になっております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 日額、月額でもあるということでございます。今、月収平均16万円だとすれば190万円だと。これはなぜこういう質問をしたかといいますと、非常に今、ワーキングプアといわれるのか、200万円以下の年収であればワーキングプアの状態であるというような判断されております。それから先日の工藤議員の一般質問の中でも子どもの貧困は年収300万円以下という表現だったと思いますけど、それをもってですね、非常にそこが貧困のラインであるというような説明もありました。そんな中ですね、今の役場の臨時雇用の中では、そのラインはクリアされていると判断してよろしいんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） それにつきましては、その仕事の職種によりまして異なります。あとそれから単純に16万円と190万円というお話がございましたけども、6か月以上の雇用ということになれば、期末手当の方も支給されておりますし、またその他、9か月以上になれば扶養手当が支給されるとか、そういう手当の方も支給されているという状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 要はそういうワーキングプアというような状況、200万円以下の雇用は行政の中ではなっていないという具合な返答だと思いますけど、それでよろしいですねと。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ワーキングプアといいますか、その職種によってはですね、200万円以下の方ももちろんいらっしゃいます。また、日額等で雇用されている方もおりますので、それは雇用期間によって年収も異なりますし、中には世帯主の扶養の範囲で勤務されたいという方もいらっしゃいますので、そうなりますと103万円程度ですか、それぐらいの年収の方も中にはいらっしゃいます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常にこれはコストの問題、先ほど副町長言われたように、コストの面も含めまして、非常に微妙なところの問題でございますけども、やはりそういう200万円以下であるというこの雇用に対して何か、何て言いますかね、行政が生み出すワーキングプアというこの解消というものを無くそうと考えるのか、現状のままでコストも含めて、やも得ないなと考えられるのか、どちらで考えているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず一つはですね、日額であろうが月額であろうが、最低賃金法でいっている日額等については、これ当然クリアしなきゃならないという原則に立っています。先ほど課長からも言いましたように、雇用形態がやっぱり違います。3か月の者、6か月の者で200万円を超える臨時職員というのはまずあり得ないということがありますから、年間常勤の中で11か月の者が200万円を超えないというよりは超えていると思います。それはもう手当が3か月なり付いているはずですので、含めていくと、俗に言う、議員が心配されるワーキングプアというのではないと。だけど短期で日額で突如雇用しなきゃならないとか、1か月、2か月ということも、いろいろな形の者がおりますので、その辺ではトータルとしてどうなのかといたら、あり得ないとか、ワーキングプアなんてあり得ないけれども、雇用形態とか期間によってはあり得ると。しかしそれも日額についても最賃法でいっている金額を下回ることはないということでもあります。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ということになれば、やはり訓子府行政の中ではワーキングプアもあり得ないし、法律的にしっかりと法律に基づいて雇用されているという返答だったと思います。そうですね、ここで行政の中での雇用は十分理解された訳でございますけれども、これからですね、非常に若者が臨時、非雇用での就労の場を避けていくと、非常に雇用においてミスマッチが発生しているというところでございますけれども、非常にこの年収200万円というところを何とか解決していかないと、これは行政抜きですよ、町内全体の雇用の考え方としてですね、その辺を何とか解決していかないと、若い人たちの雇用の場というのは、なかなか確保できないんじゃないのかというように思いますけれども、その辺はどのように考えますでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 各企業は企業で民間で労働基準法や最賃法に従って雇用するということが原則ですから、うちの町の場合は、小売りの小さな店舗の雇用はちょっと把握はしていませんけど、いずれにしても例えばクノール、農業試験場等々含めてですね、これらのことは排除しながら雇用しているというのが実態ではないかと。例えば農業試験場と言うと季節労務者的な農業作業員のようなあれでいくと4月から10月とかですね、限られる。それからクノール等でいきますと、例えば鍋キューブやクリームスープなどの場合は収穫期から一番忙しく生産の時期に集中して、その時はやるとかですね、いろいろなことが考えられますけど、いずれにしても常勤をいかに、正職員を増やしていくかと。これは例えばそれぞれの民間との話し合いの中で私どもも努めて、そういう地元の者を採用していただきたい。訓子府高校の卒業生を採用していただきたいということをですね、お願いもし、そういう石灰、クノール等々含めてご努力をされている。そしてまた最近ではアイザワ工業なんていうのがですね、訓子府高校の卒業生を採用したり、正職員で採用したりという動きが出ているというのが状況であります。ただ非常に厳しいのは、例えば議員ご存じのとおり農協です。これ採用してますけれども、この間の銀河公園まつりでも随分新卒のきますけれども、ほとんど訓子府に住まない。単協の時代は訓子府に住む。だけど今もうそういう市町村合併をやったところもそうなんですけれども、北見に住むけど、そこには住まないし、そこの職員は100名いたものが60人で済ませるとかって、こういう状

況からいくと、人口の減少の問題からいうと、企業の合併というか大規模化というのは企業経営と関係して自治体でもそうですけども、こういった人たちが正職員化、あるいはそこに居住するというにはなっていないという、ある意味では雇用の場は非常に狭まってきているということは事実でないかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今、雇用のお話、民間も含めてのご答弁ありましたけども、やはり今、町長の言われたとおりであります。またですね、非常に民間企業も臨時の雇用に対しては非常にコストも含めて慎重にならざるを得ないと。そういう意味では雇用もなかなか急激には変わらないという現状というのは十分理解できるところであります。その中でですね、やはり例えば日本全国見ますと大分の電気関係の工場あたりでは経営不振によってですね、非常に臨時雇用の社員が解雇されるというような状況で、その中で行政がどう立ち回るかという、その中の一部の、全員ではないですけども、雇用された人間を短期的に雇用して、そういう離職者を救うというような体制も行政の中ではとっているということもございます。本町においても、そういう状況まではならないとは思いますが、町内企業の中にもやはりそういう努力をしていただきたいと。これは行政が言うべきことではないと思いますが、町長にはそういう機会もあるようでございますから、ぜひお願いしたいなと思います、また町内企業の雇用を拡充することも答えておりますので、行政からの雇用の支援をですね、早く具体的なものがあればですね、出して、雇用の拡大に努めていかれてほしいなと思いますけども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最近でいいますと例えば京セラなんかもですね、私どもの町の住民の方が京セラにお勤めされている方もおりますし、やっぱり企業の営業展開とか事業展開によっては縮小、あるいは転換、全国的な異動とかということもですね、考えられる状況というのは当然想像できます。例えば具体的に言うとホクレンの問題でいくと飼料工場なんかもそういうことがありましたし、十勝管内、釧路の方に異動させて生活を移していくということも多々あります。またホクレン等の話し合いの中でも、その中での職員を町の職員として雇用できないかという具体的な相談も受けてたりしながらですね、お互いにその人たちが生活に不安を生じないような状況をやっぱり確認し合うということも当然やっていかなきゃならないことですし、やってきていますし、これからもそれらについてはできるだけ多くの方がこの町に住んで安定的な雇用を確保できるような努力をですね、私としても、これからも進めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはり人口抑制対策および若者の雇用確保を目指してですね、若い人たちが本町に就業できる、そして結婚して出産、子育てとですね、安心して訓子府に住み続けられるようですね、行政における環境整備を進めていただきたいなと思います。またこれからの介護、教育も非常に、そこに働く人たちの人が少なくなっていくということも予想されております。財産としての人材の確保に努めていきたいと思います。これをもってですね、この関係の質問は終わらせていただきたいと思いますが、町長の方から何かあれば一言伺いたいと思いますけれども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これ別の角度になりますけれども、例えば役場の職員の採用の問題でいいますと、行政改革という名のもとにですね、かつて百二十数人いた職員が九十数名に落としてきていると。私としてはですね、保育士にしても、保育士というか、わくわく園の職員にしても全部正職員にしたい。あるいは作業員等の職員も正職員にしたい。しかしそれは人件費比率や民間の圧迫の問題や、今言ったさまざまな行政的な指導も含めてですね、そうは単純にはならないところが我々は苦慮しているところで、短期雇用であっても期間的なものであったとしてもですね、生活に困ったりですね、そういうことが可能な限りないようにですね、私たちは万全を期していかなきゃいけないというふうに思っているところですけども、これらについては民間の経営者たちともお話する機会がございますので、積極的にお話をまたこの機会ですから、今年もまたありますので、進めていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ありがとうございます。

それでは次にですね、2点目の質問に入りたいと思っております。

農業試験場の施設の老朽化に伴う建て替え要請について伺いたいと思っております。

本町およびオホーツク農業が多様な農産物を高い栽培技術や高収量を維持されているのはですね、北見農業試験場の基礎的研究はもとより、品種改良などの研究成果がですね、地域農業の支えになっていると考えております。

本年4月に主要農作物種子法が廃止されですね、北海道の品種改良、技術普及、またオホーツク農業にも多くの問題があります。北見農業試験場が担う役割は決して小さくはありません。

しかし、ご存じのとおり北見農業試験場の建物が非常に老朽化しております。本町において建て替え要請活動を行っておりますが、今後の進め方について伺いたいと思っております。

一つ目は、これまでの建て替え要請に対して、北海道の返答・対応について伺いたいと思っております。また今後の北海道への要請活動のあり方も伺いたいと思っております。

二つ目にですね、主要農作物種子法の廃止に伴い、本町が農業試験場に対し要望されることを伺いたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業試験場の老朽化に伴う建て替え要請について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目に「これまでの建て替え要請に対し、北海道の返答やその対応はどうなっているのか。また、今後の北海道への要請活動のあり方」に関してのお尋ねがございました。

本町では平成26年度の自由民主党移動政調会において新規要望として「北見農業試験場の早期建て替え」をあげ、それ以降、北海道結志会、共産党北見議員団を通じて、継続的に要請活動を展開してまいりました。

そのような中で、現時点での北海道からの回答は、施設の長寿命化を図る観点から平成24年度に耐震化改修を行い、施設の適切な維持管理に努めているところであり、今後も北海道から北海道立総合研究機構へ交付している施設整備等補助金などの必要な予算確保に努めるとの内容にとどまっているところでございます。

先般、北見農業試験場に確認したところ、前述した内容以上の話はなく、やはりこれか

らも地元として声をあげていく必要性を感じているところでございます。

北見農業試験場は北海道立総合研究機構における八つの農業試験場の一つとして、麦類、馬鈴しょ、てん菜などの畑作物と牧草に関する試験研究を主に行うとともにオホーツク地域の農業に対応した試験研究を実施しております。

また、町からの委託試験や農業者を対象とした研修実施にもご協力いただいております、北見農業試験場があることが本町農業の強みと感じているところでございます。

今後の要請活動に関しましては、本町単独ではなく広域的な視野に立ち展開すべきと考えますので、オホーツク圏の関係自治体とも連携を図りながら早期建て替えに関し強く要請してまいります。

2点目に「主要農作物種子法廃止に伴い、本町が農業試験場に対しどういったことを要望していくのか」とのお尋ねがございました。

主要農作物種子法は平成30年4月1日をもって廃止されましたが、その内容は、稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆の優良種子の生産・普及のため、ほ場審査その他の措置を行うことを都道府県に義務付けるものでした。

本年4月以降も、生産者が安心して営農に取り組めるよう、北海道では廃止前と変わらない現行体制を継続することとし、種子の生産や審査等に必要な要綱や要領等を整備した旨を関係機関や農業団体等に対して説明しております。

小麦の品種開発を担う北見農業試験場からは、種子計画の策定、優良な品種を決定するための試験、原種および原原種の生産等、ほ場審査および生産物審査等といった根幹の部分が変わることはないと同っております。

さらに、品種を開発するだけでなく、選抜、増殖させ良質な種子を安定的に供給すること、いかにパンやめん加工に適性があるかなど広範な分野にわたる検証が必要で、公的な試験研究機関でなければそれを担えないのではとの認識であり、民間事業者の参入に関しては現時点ではあまり想定されていないと同っております。

本町としては、これまで北海道立総合研究機構が地域に合った品種を開発し、種子の供給を支えてきたことを評価しており、貴重な遺伝資源としての種子の確保や優良な種子を安定的に供給することなど品種開発に関する組織体制の維持を北海道立総合研究機構に対して要望してまいりたいと考えます。

また、主要農作物種子法廃止後も国は種子供給に必要な地方交付税を確保するとしていますが、やはり北海道として優良な種子が将来にわたって安定的に生産・普及できるよう種子確保に必要な財源措置等を万全にし、優れた道産種子の遺伝資源を保護するために、食糧供給基地である北海道独自の新たな種子条例制定が必要であると本町では考えており、オホーツク圏活性化期成会の夏季要望をはじめ北海道結志会、共産党北見議員団を通じて、既に北海道へ要望をあげておりますことをご報告いたします。

以上、お尋ねがありました2点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に前向きなご答弁で感謝しているところでございます。農業試験場の研究開発力、特に各作物の品種改良、品種育成についてはですね、道内農業には多大な貢献をしているところでございます。特に稲作ではですね、上川農試がゆめぴりか、

ほしのゆめ、きらら397と非常に今を代表する米の品種改良を進めておりました。また北見農試では稲作においては、はくちょうもち等を育成してですね、当地区のもち米団地を形成するような品種を開発しているところがございます。また北見農試は特に小麦では強い力を発揮しまして、ホロシリ、タクネ等はじまりまして、チホク小麦、ホクシン、きたほなみ、そして今現在、はるゆたか、つるきちへと非常に数多くの育成品種を開発しております。そして本地、このオホーツクの畑作成果物の中で玉ネギという作物がある訳でございますけれども、この玉ネギの開発においても、せきほく、蘭太郎、さらり、収多郎、早次郎、えぞまる、せらりつぶ等、非常に数多くの品種を開発し、北見地区ならびに訓子府をですね、日本一の玉ネギの大産地に作り上げた基礎となっております。また馬鈴しょにおいては、平成10年にですね、根釧農試から馬鈴しょを移転してですね、1本化されました。今、シストセンチュウの問題等もありまして、その品種改良等を進めてやっておりますし、ほぼ馬鈴しょは全品種が北見農試の管轄となっております。これらの育成品種においては、やはり北見の風土に合った、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、北見の風土の中でですね、育種、育成されている品種ということで、当地にとっては非常に大きな力を発揮する品種育成となっております。当地区においても100年に渡りですね、地区農業のですね、非常に大きな力となっております、これだけ畑作の中に位置する試験場があるというのは、やはり北見農業試験場が全道の中を見てもですね、やはり農業生産性にとっては非常に素晴らしい環境の中にある農業試験場だと感じているところがございます。ここで行政に対する要望でございますけれども、建て替え要請においてはですね、本町単独の要請ではないということは十分理解できました。この後、オホーツク圏の農業関係機関としての管内要請、ならびに管内JAを含めですね、農業関係機関が一体となっております、建て替えの要請に取り組んでいただきたいと思いますと考えます。特に北見地区の農業振興連絡協議会やその中の中心的には、やはり訓子府行政がですね、中心となっております、要請されるべきと考えますが、この辺の要請について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま農業試験場の建て替えの要請に関しましてご質問いただきましたけれども、須河議員がただいまおっしゃったように本町にあります農業試験場については、本当に本町だけではなく北見地区、それから管内、全道的においてもですね、重要な研究施設でございます。その建て替えにつきましても、回答でも述べましたように今後もですね、やはり試験場がある町が本町でございますので、当然本町が中心となって近隣の市町村、行政、それから当然JAも含めた中でですね、今後もいろいろな機会を通じながら要請をしていくということになると思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはり地域の基幹産業である農業の基礎であるですね、品種育成研究のですね、これからのますますの維持、拡大、また農業発展のためにですね、北見農業試験場の維持を期待するところがございます。特にやはり老朽化した建屋の建て替えを含め、さらなるですね、品種育成、改良事業の充実、発展を強く要請されることをですね、お願い申し上げましてですね、この質問を終わりたいと思います。町長の考えを一言お願

いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私はですね、今、北海道立農業試験場では北見農試が一番古い、昭和37年ぐらいですから、もう50年経っている訳ですね、道の姿勢は耐震補強をしているからいいんだということで、なかなか腰を上げようとしません。いずれの政党からの回答もそのような形になっていますので、例えば、シストセンチウ、シロシスト、こういったことをあげて、やっぱり試験研究機関の重要性というのは、やっぱり施設の近代化とか建物がちゃんとしてないですね、ままならないという状況も関係してセットでお話をさせていただいています。最近、農政部のですね、幹部からですね、やっぱり北見試験場の建て替えを抜きにして次の、例えば水産試験場なんかの、網走なんかもありますけれども、これはあり得ないと。今、建て替え計画がここ数年で今現時点の建て替え計画は終わるようですけども、この次はやっぱり北見農試を上げていかなきゃならないだろうという意見もありますので、これらについてはですね、先ほど課長からも答弁させていただいたように、この管内や、あるいは生産組織も含めてですね、やっぱり声として、もっと積極的に上げていく時期がもう来ているのではないのかなと思いますので、現在以上にですね、政党はもちろんですけども、道においてもですね、道を対象としても私どもの方で要請活動を進めていきたいと思えます。

それから種子法も、もう議員がもうご存じのとおりでありますけども、道庁はやっぱり要綱と規則で定めようとしているというのが変わらない姿勢です。してやっぱり試験場の対応もちょっと甘いって私は思うんですけども、やっぱり遺伝子の問題だとか、種子の担当の中央農試なんかの研究者はそんな甘いこと言ってない。むしろこのままでいって、民間に委ねることによって、民間が増産するというの、やっぱり儲からなきゃ駄目だという点でいうと、お米にしたって、赤毛からスタートしている訳ですけども、国民の食糧不足や戦後の中で、やっぱり種子をちゃんとしていかなきゃいけないということは国は金を出してでも都道府県に委ねてきたという経緯、これをフリーハンドにしてですね、規則と要綱で定める程度ではね、やっぱり逆輸入の問題、これはもう当然出てくるでしょう。日本の、この間、LS北見がイチゴ食ってたでしょう、カーリングで、あれ韓国のイチゴですよ、だけどそれ原種は日本のものですよ。こういったことが起きてくる。これはイチゴとかそういう果物だけではなくてですね、穀物類にそういうことが入ってくると日本の食糧が民間だけに委ねていいのかどうか。それから試験場もそんな甘い状況ではないと私は思いますので、ぜひ条例で都道府県の条例で種子法を変えないというかね、骨抜きにしないようなものを生産者も含めてですね、安定的に生産者が種が入ってくるというのはね、そういう意味も含めてやっぱり、もっとやっぱり捉えながら条例化なりを道に精神的な件については、もう条例化してきていますので、これからも農業試験場含めてですね、私は強く要請していかなければならないことだなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に品質と種子と高い見地でのご意見誠にありがとうございます。

これをもってですね、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

ここで午前10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第33号の質疑を行います。議案書1ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一つだけお願いします。4ページの環境対策費の環境保全対策事業、330万5千円についてお伺いします。これは7市町村で合同でということやするんですけども、これ各市町村に300万円ぐらいなのか。そうすれば7市町村で2千万円以上のお金かなと思うんですけども、これによって広報関係というようなお話をされてましたけども、総額いくらぐらいでどのような広報をされるのか、わかる範囲でお知らせください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま余湖議員からご質問ありましたクールチョイスの関係の補助金でございます。今回2市5町でこの事業を進めていくんですけども、大体この補助金はですね、20万以下の都市で500万以下というふうに決められていまして、どうも聞いておりますと、大体うちと同じ補助金330万円ぐらいが他の町には入ってくる様子でございます。それでこの補助金の使い方のことについてはですね、それぞれ各町で取り組むということで、チラシの作る部分については、連携しているところがありますけども、そういった形で進めるということでもあります。チラシ、先ほど広報に関してということで話がありましたけども、クールチョイスの考え方そのものは住民が地球温暖化に対して実践行動していきましようというところを啓発するというような目的でございまして、そういった面ではチラシを作って全戸配布をしたりとか、ポスターを施設に貼って住民周知を図るとかそういった活動をしていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。それでは確認します。これはCO2排出削減促進事業業務、どこかでまとめた中でやるというような話じゃなかったんですか、これは330万5千円については、訓子府町独自で広報をやるということで、そういう確認お願い

します。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） はい、私の説明がちょっと至らないところがありましたけれども、各町でそれぞれ、訓子府町と同じような広報活動はしていきます。それで今言っている330万5千円はそのうちの中に訓子府の広報分が入っている部分です。他の町は他の町でまた補助金がありますから、その中でやっていくということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありますか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。4ページの第6款、農林水産業費の農業振興費の畑作構造転換事業、これ3件になっているのですが、これ生産組織というか団体に特化したものかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま畑作構造転換事業の関係でご質問ございましたが、今回につきましては3件で3集団が対象になってございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○3番（西森信夫君） ちょっと聞き方悪かったんですが、3番、西森です。これ個人には該当しないということによろしいですね。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） この事業に関しましてはですね、基本的には農業者が組織する団体というのが基本でございますが、ただですね、受益従事者の常時従業員者、原則150日以上なんですけども、それが5名以上いる1戸、1法人、1集団に対しまして一応事業としては対象となるということでございます。今回は三つの集団の申請がございまして採択されたということでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。同じく今の畑作構造転換事業の事業の内容について伺います。今回3団体ということですが、これ事前に国からこういう事業があるということでお知らせがあつて、その中でこういう応募する団体を選ばれたと思いますが、その流れっていうんですか、他にこういう希望があつたとか、この3団体を選出するに当たり、他の方たちにもきちんとそういうことが話されているのかということと、これ2分の1が補助金ということですが、そのあたりのことをお聞かせください。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず事業の周知の部分でございますけども、これは国の補助事業でございますので、国からの周知が町の方に事業の周知ということで来ます。それに伴いまして、行政としてはJAと協力しながら、JAの方から各組合員、各集団等に周知をし、この事業の内容等の周知をし、該当、手を挙げるというんですか、該当になるかどうかということで応募をいたしました。その結果、今回は3集団から応募の申請があつたということで、それをJAを通じて町の方に申請いただきまして、町から道、道から

国というふうに申請を上げての採択ということでございます。ですから一応、皆さま、各JAを通じてそういう部分で周知をしているということでございます。それから2分の1の補助率につきましては、事業費の消費税を除いた部分、その2分の1の補助ということの要綱になってございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今回の件ですが、今回3団体ということですが、他にも希望があって、あと具体的な選出はJAの方と相談されたということ。そういうことはあったんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今回の申請につきましては3団体というふうに聞いております。JAの方から周知して、この3団体が手を挙げたということで、他の団体からも上がってきて、それを振り落すと言ったら変ですけども、3団体に決めたということではなくて、今回は3団体だけということでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号の質疑を行います。議案書5ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の採決を行います

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の質疑を行います。議案書8ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。一つだけちょっと聞きたいというか回答をお願いしたいんですが、この言ってみれば、凍結によって、ちょっと被害が出たということなんですが、この若富地区のこの凍結した部分の施設工事っていうのは、いつ頃した工事になっているのか。

それともう一つ、その周辺で同じような状況というのがなかったのかどうか。その検査というか、チェック体制も含めて、その結果をちょっとお聞きしたいと。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） ただいま、今回の改修工事をする地先の関係でのご質問ですけれども、こちらの管については昭和53年に埋設しております。こちらの地先についてはですね、6軒の方の利用者といいますか、配水をしておりまして、平成28年度に中間地点で新築、住宅が新築されてまして、それで給水の環境といいますか、水の流れが若干変わった状況がございまして、多くの要因があると思いますけれども、今回凍結し3月に一度それを改修しております。

同地区で同じような状況がないかということですが、それぞれ水道管の埋設する状況というのは、年度毎の工事で若干土地の形状等もありまして違うこともあります。ですから結果的にはこういった異常が起きたときに、それぞれ対応するというのが現状でありまして、たまたまこの若富については、直近ではここ以外ではそういった事故は、凍結等の事故は起きていないという状況であります。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。議案書11ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この今の36号について、これ説明の中でもあ

ったかなと思うんですが、やはりこういうふうな改正に伴って一番水道の問題でいけばやっぱり施設改良だとか、あるいは老朽管の取り替えとか、そういう多額のお金、いわゆる起債も含めてやらなければいけない事業というのが当然付いて回るんでありますけれども、この改正に伴って、その辺に対する影響とか、負担の問題含めて、どういうふうに変更があるのか、ないのか、影響ですね、その辺について見通しというか実情をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） ただいま改良工事等の財政的な、そういう状況についてのご質問だったと思いますけども、簡易水道となったことによりまして、今後の事業のボリューム的には、おそらく変わっていかないものと思いますけども、簡易水道によって、財政的な支援というのは、かなり手厚くなります。具体例で言いますと、例えば補助金の関係、国庫補助金、または道の補助金が活用できるということがあります。これは通常やっている、例年やっている事業、例えば極端に新しく開設するとか、合併するとか、そういう極端な例ではなくて、通常やっている業務でいきますと、そういった補助金の活用ができる。

もう一つは起債の関係ですけども、過疎債が充当できるというのがあります。この過疎債については、ご存じのとおり交付税措置もされますので、財源対策としては、かなり有効でないかと思っております。

それからもう一つは、町からの繰出金の基準がございますけども、これがだいぶ拡大されます。従来の上水道でしたら、老朽管、古い管を耐震化といいますか安全対策で取り替える部分にしか繰出金はできませんでしたが、これからは改良工事全般にわたって繰出金ができるという状況であります。

それから、先ほども触れましたけども、地方交付税の措置が先ほどの過疎債だけではなくて、この改良工事の起債の償還額に対しても交付税の措置がされるという意味では、今後かなり財政的な運用については手厚くなるのかなというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。議案書14ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番(川村 進君) 2番、川村です。この工事の落札率、以前も私、95%を超えるような落札率でいくと、官製談合、町が絡んだ談合に近い問題が起きるんでないかということをお話しています。今回これを見ますと、98.44%という落札率、したらもうほとんど99%ということは、入札やったか、やらんかわからんと。それでこの件について僕が話したときに、他の議員からも入札の方法を変えたらいいんでないかという話まで出た。それでもまだなおかつ98.44%、そのとき総務課長から説明では、他の町村では99.何%という工事がありますから、本町が何かおかしいことをやっているということにはなりませんという、当然やっていないんだろけれども、でもちょっと高過ぎるんでないかと思うんですが、どうですかちょっとこれ。

○議長(上原豊茂君) 副町長。

○副町長(佐藤明美君) この工事に限らず落札率の高騰というのは、どこの町村でも現実には高いというのがあるんですけども、特にうちの場合、この一つの要因として見られるのは、予定価格の事前公表と申しますか、そのことを先にやっていることが一つの要因としてはあるのではないかなというふうには思っております。仮にこれがなくなったら、川村議員言うように何ぼになるかわかりませんが、実際には業者においても積算の数量等の、金額じゃないですよ、数量等を詳細に出して、それに基づいて業者で持つ歩掛の上で積算するから、そんなに大きく変わってくるとは思っていませんけれども、あと企業努力で資材を何ぼで入れるか、あと値引き価格とは言わないですけども、入札に勝つためにどういうふうにするかというのはあるんでしょうけれども、今の時点では公表している部分で正規に業者の方が自分のところでも当然積算をして上げてきているという状況で、他のどこの町村でも平均してちょっと高止まりかもしれないけれども、95は平均して超えている、管内のを見ましてもですね、開発も土現にしても、見ましても、そういうような状況にはなっているから、そのことが談合ですとか、どうやっているというのは、うちの方では業者間の話ですから把握はできないですけども、うちの状況の一つの要因としては事前公表しているということが一つ要因にあらうかなというふうに思っています。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番(川村 進君) ひつこいようですけども、98%を超えたらほとんど元値と一緒に、はっきり言ってね、これは高過ぎるような気がするから、入札方法を、事前に予定価格を公表する方法がいいのか、それともどういう入札をしたらいいのか、これ検討、何か町には5人いるそうですから、その方たちと検討して、98%と言ったら、これは超えたら、ほとんど元値で何も言わないで、そのまま「はい、やりなさい、これでいいですよ」って言ってやっているような気がします。ですから、もう少し入札方法について考えももらいたいと思う。4戸で8,200万円と言うよ、これ4で割ると2,050万円、1戸2,050万円と言うと、どんな建て方かも知んないけども、一戸建ての住宅でも今二千何百万円で何ぼでも建つ時代だから、だから少し、ちょっと検討してほしいと思います。それで検討をお願いします。どうですか。

○議長(上原豊茂君) 副町長。

○副町長(佐藤明美君) 先ほど言いましたけれども、予定価格の公表というの一つの要

困だとは思いますが、ちょっと今まで、従前というか、だいぶ前ですけども、公表していない時ありましたけども、これでいきますと、例えば不落になるケースというの出てくる可能性、これがいいかどうかは別に、今のやり方がね、いいかどうかは別にしまして、この予定価格を先に公表しているということは、不落にならないんですよ、それ決まっている額よりも多い額というのは札としては入れれないことになりますんで、そういう部分でいくと、そういう抑制がありますし、ただ、この1戸当たり何ぼとかって予定価格の設定については、これは川村議員言うように、これが正しいかどうかというの歩掛でやっていて、面積に対して歩掛でやっているものですから、一つ一つ積み重ねてやっているものですから、それが華美な公営住宅なのか、一般住宅と比べて坪60万、70万でやるから、それではちょっと高すぎるんじゃないかとやるかどうかというの、また別な問題であって、ただ、業者の方がやる場合は、個人住宅の場合も一つ一つ積み重ねて何ぼでできるっていう、受益者というか、頼んだ方に示して受注するんでしょうけども、これも同じように道のやつの歩掛で全部やっているという部分ございますんで、それを例えばうちの方で、独自で歩掛をもって、値段を下げて、例えばこれが100万円かかる部材を町の独自で50万円に下げるということはできないことないですけども、その根拠というのは問われてきますんで、特にこういう場合、補助事業というの絡んできますんで、必ずその積算の根拠って捉えられるものですから、これについては金額の高い安いというのは、一概に公共事業は高いんですけども、一般の住宅とは一緒にはなかなかかなりにくいのかな。ただ、何回も言いますように、この部分を事前に公表するかどうかというのは、ちょっと今後、前に監査委員からも言われている部分ございますけれども、ちょっとうちの方では管内の情勢を見ながらでも検討していかなくちゃならないって、川村さんの意見については参考にさせていただいて、検討させていただきます。それによって、どういうデメリットがあるかということは想定はつきますけども、メリットの部分もございまして、ちょっとそれは時間をいただければというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。この幸栄団地の住宅建設工事については、24年度に私たちも示されました長寿命化計画の中の一つだと思うんですが、昨年も同じ6月に久島工業さんで3LDKが3戸1棟で7,311万6千円で出ましたけれども、この計画の中では幸栄団地は新築が3LDK1棟3戸が29年度、30年度、31年度の3年間で新築計画が立てられていますが、今回が2LDK4戸1棟になっておりますが、その辺の変更の理由がわかりましたら教えていただきたいことと、去年の6月と同様にこの駐車場の台数と道路整備の幅を教えていただきたいとします。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、当初計画につきましては、3LDKの部分が当初3棟だったんでないかということで、その変更の経緯についてと、それと道路の駐車場の関係はどうかということでお話ですけども、これにつきましてはですね、幸栄団地の住民に全部にアンケート調査をとりまして、それで建て替えの部分と住み替えの部分ということで調査をしております。また新築の部分につきましても、今、3棟の1戸ということになっておりますけども、その新築希望者とも話まして、またこの世帯数の関係もありま

すので、部屋の大きさもあります。その辺を詰めましてですね、11戸新築なんですけども、3LDK、大きい方は3戸ということで、あと残りの8戸の方は小さい部分でいいということで2LDKを8戸ということで、そのうち、去年が3LDKの1棟、今年2LDK4戸、来年同じく1棟4戸、同じものを建てて新築の部分は終わりということでございます。また駐車場につきましては、去年の住宅と合わせて整備しております、14台分ですか、整備しております。また道路につきましても一部付帯する道路を作っております。また今年につきましては、駐車場につきましては特に整備はなくて、昨年作った駐車場を使うということと、来年、駐車場を、1棟建てるんですけども、その部分で北側にと言いますかね、新たに駐車場を作る予定となっております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。質問しないと心に決めていたんですけども、ちょっと我慢できなくて質問します。この入札の議題が出る度にですね、官製談合とか談合とかって言葉が飛び交う悪い癖がついているんでないかと思って、私も入札担当してた時期がありますから、この予定価格というのはですね、広く公表してですね、設計の正当性、根拠を示す仕組みな訳ですよ。それで別に役場の職員とか議員だけでなく、これ公開してる訳ですから、公平な入札をする仕組みのメインになっている仕組みだということであります。そして根拠は歩掛というものが使われて数字が出ていると。そして入札に臨んでもらうと業者に。それが95%超えたら談合だなんていう、全然論理的でないことを度々出てくるということは非常に私は遺憾な事だと思います。それで副町長の答弁の中で、この予定価格を出さないことも含めて検討するというのは、それはちょっといかがかなと。不落というか、根拠がもうみんなに見えなくなっちゃいますからね、そんなことあってはならないし、従前どおりのこの制度で毅然としてやっていただきたい。もう一般質問みたくなってますけども、そもそも最初の質問が一般質問的ですから、どうですか、この仕組みを守ってほしい。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 先ほど、この予定価格の事前公表の見直しをすると言った訳でなくて、検討すると言った部分では、先ほどもちらっと言いましたけど、これに対するメリット、デメリットというのございまして、例えばデメリットの部分でいけば、この予定価格の中で落ちやすいというか落ちる。落ちないこともあります。辞退すればいいんですから。そういう部分では。ただ、今の時点では歩掛というか物価の上昇がかなり変動しているもんですから、落ちないということが、例えば仮によって落ちないというよりは全員の辞退ということが予定価格公表することによってあり得る。そうするとどうなるかというと、地元の業者が今度、再度、町の設計額とか中身を変えればまた同じ業者でできるんですけども、もしそうでないとすれば違う業者で入札をやり直ししなきゃならない。そういうことを繰り返していくというかね、例えばですよ。そうなれば地元の業者を優先するという意味じゃないですけども、全てにおいて公共入札においては、そういうことが出てくるもんだから、必ずしも予定価格を公表する、しないということが、いいかどうかというデメリットを図りながら検討させていただくということで、それをうちの不正を認めた

とか、認めないとかでやるとかやらないとかっていう意味じゃないですから、ただ、そういうデメリットがあり得ますよということで、町の業者に落ちないことが十分考えられるってことがあるもんですから、そのことをちょっと検討させてもらおうと。して、管内的には予定価格を公表しているところって、うちも昔はしてなかったんですけども、現時点でも今少ない状況、して今、頑なにうちで守っているのは指名競争入札というやり方を守っている訳ですから、これ本来であれば、規模が大きくなればなるほど、市とか土現、道、国もそうですけれども、必ずしも入札によって、一般競争入札によって、一番価格の低いところが受注できるとは限らないですから。そういう部分でいったら全体的な信用度ですとか、達成度、何て言うんですかね、言葉ちょっと忘れちゃったけども、そういうもので総合判定してやるという制度に変わっていますけども、それをやってしまうと、うちの業者が全部入れるかどうかというところが非常に難しい。規模、レベルとか、そういうものも含めたら、だからなるべく違法性にならないような状況の中で、なるべく地元に戻元できるようなことを想定しながらも、指名競争入札でやっているというの、小さな町村の実態でないかと。ただ、事前公表の部分というのは、そういうようなメリット、デメリットがあるものですから、それはちょっと考えさせていただくということで、山田議員言うように必ず止めるということをお話した訳ではないことをご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君、3回目です。

○2番（川村 進君） 3回目、これは予定価格の事前に公表するかしないかというのは、こども園の入札、それに関連することで起きた問題ですから、その時、不落になったと。1回は入札をやり直しますということで、やり直したということからの発展で、90何%でということは僕はおかしいと言って、僕は申し入れたことですから、それを他の議員が私の言っていることを反対するであれば、あんたの言っていること、どうぞ述べて、きちんとやればいい。そんなことを自分が経験してたことがどうのこうのとかっていうことは関係がない。大体がね、これはこども園の入札に関して不調があって、入札をやり直したということから発展して、事前公表がいいか悪いかということ、僕は事前公表はいいとか悪いか言ってません。ただ、

○議長（上原豊茂君） 川村議員・・・

○2番（川村 進君） ただ、高いんでないかということ以外言ってません。

○議長（上原豊茂君） 川村議員・・・

○2番（川村 進君） いや、わかった、わかった、もういい。

○議長（上原豊茂君） 確認することというか、質問の内容としてポイントはどこなんですか。

○2番（川村 進君） ポイントはとにかく入札方法をきちんと考えてやり直さないと駄目だということ。

○議長（上原豊茂君） はい。そのことについては先ほど副町長から答えが出ていますんで、副町長、変わりませんね、その回答は。

○副町長（佐藤明美君） はい。

○議長（上原豊茂君） それでは、そのようにご理解いただきたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第37号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

- 議長(上原豊茂君) お諮りいたします。
ただいま、須河徹君ほか4名から意見書案第1号 北海道基幹農作物種子条例の制定を
求める要望意見書の件が提出されました。
この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
ここで意見書の配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 3分

- 議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第1号

- 議長(上原豊茂君) これより、意見書案第1号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
須河徹君。
○8番(須河 徹君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号
についてご説明をいたします。
意見書案第1号

北海道基幹農作物種子条例の制定を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出す
る。

平成30年6月15日

訓子府町議会議長 上原豊茂 様

提出者 訓子府町議会議員 須河 徹
同じく 河端 芳恵
同じく 上原 豊茂
同じく 工藤 弘喜
同じく 山田 日出夫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

北海道基幹農作物種子条例の制定を求める要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

北海道知事 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。この内容でいくと、米と麦とそういうようなことばかり書いてあるけども、北海道の牛乳に対する種子、それで草地の改良とかそういうことについての種子はこれには入っていないけれども、北海道の農業の30%近くは今、本州で使用され、飲料されている牛乳に関係していると思うけど、これには入っていないけれども、草地に必要な種子とか、そういうものはどう考えておられるのか。これであれば、ちょっと抜けているんでないかと思うから、どうですか、これは本町だけがものすごく牛屋さんが減っているけど、他の地方へ行くと100%が牛、酪農という町村もありますから、本町が出すの、これ、草地に関することを抜かしちゃどうもいけないんでないですか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま説明したとおりですね、今回のですね、種子法の改定によりまして、対応されておりますのは、米と麦と大豆、書いてありますように、主要農産物の種子法の改正でございます。今言われた牧草とかは入っておりませんのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村進君。

○2番（川村 進君） どうも、この春、雪印種苗が何か違反をやっていたと、20年来続けて種子法に関係するようなことをやって、いい種子を牛屋さん、牧草地に提供してなかったというような報道がされていた。その時に種子法が改正された時には、それも含まれるというような趣旨の報道があったように思うけども、その趣旨って趣旨が違うけどもね、種の方でない趣旨のあれだけでも、あったんじゃないかなと思う。その時に草地と牧草に関しては抜かすという文章も入ってなかったと思うけども、それを今回のこれで行くと抜けるのはどうもおかしい。それで検討せよっていうの、どうもおかしいと思うけどど

うですか。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 何度も言いますように、今回の種子法の改定では、あくまで米と麦と大豆の種子の改定ということでございますので、それに対しての道に対する要望でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成30年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時13分